3　当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

4　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

③　急性期一般入院料2の施設基準

1　次のいずれかに該当すること。

㈠　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が二割八分以上の病棟であること。

㈡　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が二割七分以上の病棟であること。

2　届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1を算定していること。

3　厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。

④　急性期一般入院料3の施設基準

1　次のいずれかに該当すること。

㈠　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が二割四分以上の病棟であること。

㈡　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が二割三分以上の病棟であること。

2　届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1又は2を算定していること。

3　厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。

⑤　急性期一般入院料4の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が二割以上の病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割九分以上の病棟であること。

⑥　急性期一般入院料5の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割五分以上の病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割四分以上の病棟であること。

⑦　急性期一般入院料6の施設基準

当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

ハ　地域一般入院基本料の施設基準

①　通則

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五（地域一般入院料1及び2にあっては十三）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注6の場合を除く。）とする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割（地域一般入院料1及び2にあっては七割）以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日（地域一般入院料1及び2にあっては二十四日）以内であること。

4　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。ただし、新規に保険医療機関を開設する場合であって地域一般入院料3に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情があるときを除く。

②　地域一般入院料1の施設基準

①に定めるもののほか、当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

(2)　一般病棟入院基本料の注2ただし書及び注7に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

(3)　一般病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注7に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注10に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

(4)　一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

許可病床数が百床未満の病院であること。

(5)　一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める日

次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日

イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

(6)　一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に一般病棟入院基本料（特別入院基本料等を含む。）を算定するものに限る。）に占める、午前中に退院するものの割合が九割以上である保険医療機関

(7)　一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める患者

次のいずれにも該当する患者

イ　当該病棟に三十日を超えて入院している者

ロ　午前中に退院する者

ハ　当該退院日において、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行っていない者

ニ　入退院支援加算を算定していない者

(8)　一般病棟入院基本料の注9に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟に入院する患者（入院日に一般病棟入院基本料（特別入院基本料等を含む。）を算定するものに限る。）に占める金曜日に入院するものの割合と、当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者（退院日に一般病棟入院基本料（特別入院基本料等を含む。）を算定するものに限る。）に占める月曜日に退院するものの割合の合計が十分の四以上である保険医療機関